

琉球/沖縄の「自己決定権」について

——なぜ提起されなぜ潰されようとするのか——

島 袋 純*

目 次

はじめに

1. 国際人権システムがとらえる琉球/沖縄
 - 1) 琉球/沖縄の人権問題の国際化
 - 2) 先住の人民の権利について国際法
 - 3) 国際人権システムの改善の要求
 2. 沖縄における「先住民族」と「自己決定権」の議論
 - 1) 琉球弧の先住民族の会と先住民族の権利としての自己決定権
 - 2) 単独州を支える高度な自治権の根拠としての自己決定権
 - 3) 政治家が主張する自己決定権
 - 4) 先住民族か否かへの議論のすり替え
- ま と め

はじめに

「沖縄のことは沖縄が決める」というスローガンが選挙で用いられ、琉球/沖縄（以下、沖縄とする）では近年、「沖縄の人々が『自己決定権』を持つ」という主張が多くみられる。もちろん、このスローガンの底流には、地位協定の改正や普天間基地の問題など、米軍基地問題の解決を沖縄の人々の意思に沿って図るべきだという根強い政治的要求がある。

しかしながら、一方で、2015年9月の翁長健志知事の国連演説以降、自

* しまぶくろ・じゅん 琉球大学教育学部教授

自己決定権とは「先住民族」の権利であり、自己決定権を主張することは、自らを先住民族であると主張するに等しいという政治的言説が流布している。その主張は、第一に、沖縄の人々が日本民族とは異なる先住民族とみなすものであり、自らを日本民族の一員とし、異民族統治下に「民族分断」を克服して「民族統一」を求めた祖国復帰運動の精神と労苦を踏みにじるものであり、到底許されるものではなく、第二に、自ら日本民族ではない、異なる先住民族であるという主張は、日本社会で同胞と認められず、差別を招く言説であり沖縄の人々を侮蔑するものである、というものである。さらには日本民族の一員でないという主張が、日本から沖縄を切り離し沖縄に取り返しのつかない深刻な不利益や破壊をもたらすものとなるという恐怖をあおる宣伝が拡散している。

そうすることによって、沖縄の人々の意思に基づいて基地問題を解決すべきだという考えに基礎づけられた自己決定権の主張が潰されることになる。沖縄の人々が自己決定権を持つ、という主張を先住民族か否かの議論にすり替え葬り去る、そして基地を沖縄の人々の意思決定への参加を拒否しつつ軍事化を推進する、それこそ真の狙いだということができる。

本来の議論の中心は、「自己決定権」であり、それを求める政治的主張とそれを無きものとしようとする主張の対立である。本論文は、琉球/沖縄の「自己決定権」とは何かを明らかにする。なぜこのような権利の主張がなされるようになってきたのか、具体的にどのような権利とされ、その保障のための制度として何が主張されてきたのか、さらに現在の国際人権システムでは、どのような具体的な権利ととらえられており、具体的な権利保障の仕組みとして、何が要求されているのか、を明らかにする。そうすることによって「民族」が自己決定権を持つという前提のもとに、沖縄の人々は日本民族であり、自己決定権を持たないとして国際人権システムによる沖縄の人権状況の改善要求を拒絶する日本政府の意見やそれに呼応する沖縄の一部の保守勢力の「先住民族」に関する議論の内容を吟味し、その狙いが明らかになる。

1. 国際人権システムがとらえる琉球/沖縄

1) 琉球/沖縄の人権問題の国際化

国連は、戦後、人権の国際的な基準の議論を重ね様々な国際人権条約を生み出し、多くの国々に批准を求めまた批准した各国において人権が国際的な基準まで保障されていくように、各国の人権状況を入念に調査しつつ改善勧告を行う仕組みを創設してきた。その重要なものが、国際自由権規約に批准した各国の自由権の状況を調査し改善要求を行う自由権規約委員会や、国際人種差別撤廃条約に基づく人種差別撤廃委員会などの「条約機関」と呼ばれるものである。その他、多様な人権についての特別報告者、国連人権理事会が審査を行う普遍的定期審査の制度や恣意的拘禁作業部会など多様な仕組みが存在するが、それらを含めて、以降ここでは国際人権システムと称する。

近年は、沖縄の人権状況について、多くの審査がなされ、また、日本政府に対して国際的な人権の基準に見合うように人権状況を改善していくよう勧告が出されるようになってきている。国際人権システムは、近年、琉球/沖縄の問題の根源を、先住の人民（Indigenous Peoples）¹⁾としての権利がまったく保障されていないことに原因があるとみている。条約委員会の日本政府に対する審査の結論にあたる総括所見、特別報告者の報告、恣意的拘禁作業部会の意見など、規範性を持つ文書を中心に沖縄の問題状況の根源、先住の人民としての権利の侵害状況をどうとらえているかを明らかにする。

まず、琉球/沖縄の状況を深刻な差別と人権侵害の問題があるとして国連の公式文書に最初示したのは、国連の人権特別報告者である。国連人権理事会は、専門テーマごとに人権の専門家を、特別報告者として任命し、特別報告者が調査の必要があると判断した国々の政府に公式訪問を要請し、その国の受け入れのもとに人権状況を調査し、その調査に基づく人権

状況の報告書を人権理事会に提出し国際人権システムで共有されることとなる。

2005年7月、国連の現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者であったドウドウ・ディエン氏は日本を公式訪問し、その分野に関する政府機関、また、日弁連等の民間団体、市民グループ等から情報を収集しヒヤリングを重ねた。同氏は、公式訪問の調査の一環で沖縄も訪れ、それが翌年には公式訪問の報告書として、提出されたのである。これが国連の人権関係の文書において、琉球/沖縄における人権侵害がはじめて本格的に取り上げられた事例であり、その後、この報告書の見解は、別の条約委員会の総括所見(改善勧告)にも認識を共有するものとして引用され、国際人権システムの基本的な共通理解となっている。以下この報告書の沖縄に関する重要部分を取り上げる²⁾。

沖縄の人びと

6. 14世紀から沖縄の人びとにより維持されてきた「琉球王国」は、1879年に日本政府に征服され、併合された。これにより、琉球の地域言語、伝統的な慣習、信仰および生活様式の禁止など、多くの植民地主義的・同化主義的政策が生み出された。1972年以降、日本における米軍基地の大多数が、日本国土の0.6パーセントに過ぎない沖縄に集中し、環境ならびに沖縄の人びと固有の文化・慣習に影響を及ぼしている。(中略)

51. 沖縄の人びとは、自分たちは1879年の(琉球)併合の時から差別的な政府の政策に苦しんでいると説明している。沖縄の人びとは、自分たちの島およびその将来に影響を及ぼす決定について協議の対象とされることがめったにない。沖縄の人びとが現在耐え忍んでいる最も深刻な差別は、沖縄に駐留している米軍基地と結びついたものである。政府は「公益」の名の下に米軍基地の存在を正当化している。

沖縄が置かれた深刻な構造的差別と構造的暴力の原点が示されている。第一に、1879年のいわゆる「琉球処分」を「征服」及び「併合」としている点である。第二にその後、沖縄に対して植民地主義的政策・同化主義的政策が強制されてきたこと、まず、それが沖縄の言語・慣習・信仰・生活様式を禁止してきたという差別と人権侵害を明記し、第三に琉球/沖縄の環境・固有の文化・慣習に悪影響をもたらす不均衡な米軍基地の集中という政府の差別的な政策を指摘している。さらには、日本政府は、国際的な人権の基準では人権侵害の正当化の根拠として用いることのできない、「公益」の名のもとに正当化していることが指摘されている。

2) 先住の人民の権利について国際法

さらに、このディエン報告書が出された後、2007年の国連総会では、合意形成を目指して長年進められてきた「先住民族の権利に関する国連宣言」（国連文書 A/RES/61/295 附属文書、以下権利宣言と略する）が日本の賛成を含む圧倒的多数で採択された。これは、20年以上続いた国連における審議の過程を経て、先住の人民が有する権利を、極めて具体的に明らかにし国際的に合意されたものである。特に、国際人権規約の共通第一条の自決権の文言がほぼそのまま先住の人民の権利として明記された他、先住の人民の固有の文化の享受・保全継承の権利のみならず、「土地の権利」と国策の推進にあたっての先住の人民と国との間の合意形成手続が明確に詳細に明らかにされ規定されている点が重要である。

のちに、自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会、恣意的拘禁作業部会は、この土地の権利の保障を、各条約の条文とともに権利宣言の手続の規定を引用して各国政府に求めるようになっている。つまり、権利宣言は、国際人権法の重要な法原となっており、当該国際人権条約の批准国は遵守する義務がある法規範となっている。

権利宣言以降の国際人権システムは、沖縄の人々について、先住の人民に該当することを明示し、その権利保障が十分でないことを指摘し、特に

権利宣言の条文中で要求された手続的権利を保障するように要求する文書が際立つようになる。

ディエン報告で指摘されたように、軍事基地の集中は、沖縄の人々の土地の権利を無視し日本政府の政策決定から排除してきたことに原因がある。権利宣言は、政策決定の手続に効果的に参加する権利を先住の人民の権利として保障したものであり、国際人権システムが要求するように沖縄の人々を先住の人民と認め、その権利を保障するとすれば、米軍基地の存続は不可能になる。日本政府が拒否または無視する理由である。

国連を中心的な舞台として発達してきた国際人権法の議論を整理して、沖縄の人々がなぜ国際人権システムによって先住の人民と認定され、また日本政府にも先住の人民としての権利を保障するように求めているのかを明らかにしたい。

現在、国際法の中ではどういう定義で「先住の人民」と認定されるのかについてまず紹介する。先住の人民の定義として、最も有力な準拠される国際法は、「独立国における先住民及び種族民に関する条約」、通称ILO第169号条約(1989年)と呼ばれるものである。この条約は、以下のように先住民を定義しておりその沖縄に関連している部分を抜粋する³⁾。

第1条 (先住民の定義)

1 (b) 独立国における人民で、征服、植民又は現在の国境の確立の時に当該国又は当該国が地理的に属する地域に居住していた住民の子孫であるため先住民とみなされ、かつ、法律上の地位のいかんを問わず、自己の社会的、経済的、文化的及び政治的制度の一部又は全部を保持しているもの。

2 先住又は種族であるという自己認識は、この条約を適用する集団を決定する基本的な基準とみなされる。

1条1(b)の要件については、ディエン報告では、琉球が「征服」されたという文言を用いたが、現在の独立国、日本の一部となっている沖縄の

人々が、日本による征服によって現在の国境の中に組み入れられた人々の子孫であることについては、明白に認識され、また、法律上の地位とは関係なく、沖縄の人々が自らの社会的、経済的、文化的及び政治的制度の一部を保持していることは沖縄訪問によって理解できたはずである。以上は歴史的な事実や制度があるか否かを問う客観的な要件といえることができる。

1条の2は、主観的な要件である。「先住であるという自己認識」があることがこの集団についての最も基本的な基準（Self-identification as indigenous shall be regarded as a fundamental criterion for determining the groups）とされる。「先住民族であるという自己認識」と訳する場合もあるが、「民族」の元になる英単語は、どこにも見当たらない。また、「先住民族というには、先住民族という自己認識があるかどうか」だとする定義では、定義の用語そのものを使った定義となり、定義にならない。「先住性」の意識があるか否か、つまり、先祖の代からもともとそこに住んでいたという自己認識がある集団かどうかである。

この定義は、DNA や言語、宗教の同質性などに基づく、医学や文化人類学の証拠を要求しているものではなく、人権を守るための議論を土台として形成されてきたものであり、このような定義であれば、当然、琉球/沖縄の人々は要件を満たすことになる。では、次に国連の権利宣言で明記された先住の人民の権利とは何か、沖縄に関する要点を明らかにする。

権利宣言には、他の人権条約のように条約で明記された人権の実現を促進する条約の審査と勧告を出す条約委員会も設置されていない。しかしながら、たとえば、自由権規約委員会は、自由権規約27条マイノリティの権利を根拠条文としつつ、さらに、この中に権利宣言の条文を直接引用し、それを根拠として、各国政府に改善勧告を出すという形で用いられている。人種差別撤廃委員会も同じように権利宣言で示された土地の権利について権利宣言を用いて改善勧告を出している。重要な条文は、まず、次のものである⁴⁾。

3条【自己決定権】

先住民は、自己決定の権利を有する。この権利に基づき、先住民は、自らの政治的地位を自由に決定し、ならびにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。

3条は、国際人権規約共通第一条と主語の最初の一単語が異なるだけであり、あとは全く同文である。「すべての人民」(All peoples)を「先住の人民」(Indigenous peoples)と、つまり“All”を“Indigenous”に替えただけである。国連憲章を経て国際人権規約に明記された自己決定権の主体単位として「すべての人民」が掲げられたが、その自己決定権を持つとされる人民の中に、「先住の人民」が含まれることになる。つまり、主権国家を形成することも含めて自らの政治的地位を自由に決定する権利を持っていると明言しているのである。

極めて重要な規定であるが、しかし、現実的には先住の人民が、現在国内の特定地域に集中して居住しているとも限らず、また、先住の土地からもはや既存国家内に分散している場合も多く、独立主権国家の設立は見通せない。国家レベルというよりも、さらには小さな人口で分散して住んでいる場合は自治体の構築さえ難しい。政府や自治体の形成など政治的な地位の決定の自由だけが先住の人民の権利であれば、実際には何も保障されない可能性も高い。既存の国内に留まるとしても、3条の自己決定権の後段にあるように自己の経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する権利を保障する仕組みを作っていかなければならない。権利宣言は、4条に高度な自治権の確立を述べているほか、多くの条文は、政府の政策決定の手續に先住の人民の意思と権利を反映させる権利、いわゆる手続的権利を保障する仕組みを規定している。

25条から30条は、土地や領域、資源の具体的権利を明記し、政府の政策決定について、自由で事前の情報に基づいた合意が必要であり、その合意を生み出すために「効果的に」参加する権利を明記している。

第28条【土地や領域、資源の回復と補償を受ける権利】

1. 先住民は、自らが伝統的に所有し、または占有もしくは使用してきた土地、領域および資源であって、その自由で事前の情報に基づいた合意なくして没収、収奪、占有、使用され、または損害を与えられたものに対して、原状回復を含む手段により、またはそれが可能でなければ正当、公正かつ衡平な補償の手段により救済を受ける権利を有する。（後略）

30条【軍事活動の禁止】

2. 国家は、彼／彼女の土地や領域を軍事活動で使用する前に、適切な手続き、特にその代表機関を通じて、当該民族と効果的な協議を行う。

土地、領域および資源に関して、先住の人民が伝統的に所有、占有、または使用してきたところでは、現在の国家の土地に関する法体系や制度において、どのような権限が国家に与えられ、どのような使用や開発の手段となっているかに関わらず、先住の人民をその過程から排除することは許されず、先住の人民が、その国策について事前に自由にアクセスできる十分な情報の提供が保障されており（FPIC 原則という）、その情報に基づいて効果的な決定への参加と決定に同意しない権利を含めた合意（又は拒否）の権利があるということである。

3) 国際人権システムの改善の要求

1966年発行の国際自由権規約は、批准国に国際的な自由権基準まで各国の自由権を引き上げ改善していくことを求め自由権規約委員会を設置した。日本は1976年に批准しており、4、5年に一度の自由権規約委員会の審査を受け、自由権について国際的基準に沿うよう改善を勧告される。まず、自由権規約委員会の日本政府審査の総括所見において、琉球/沖縄の人々を先住の人民（Indigenous Peoples）として認定しその権利を保障する

ように勧告している。自由権規約には、Indigenous Peoples という文言を用いて、その権利に直接言及する規定はない。しかし、27条に、マイノリティの権利に関する条文があり、さらに、先住民族の権利に関する国連宣言(2007年)の条文で示された権利とその保障の手続きを27条の具体的な中身として勧告を出している。

その具体的なものとしては、以下で示されたように、2008年の第6回日本政府報告書に対する自由権規約委員会総括所見32段がある。

自由権規約委員会(CCPR/C/JPN/5)への審査総括所見(2008/10/30)
32. 委員会は、アイヌ民族及び琉球・沖縄民族を特別な権利や保護を受ける資格がある先住民として締約国が公式に認めていないことに、懸念を持って留意する(規約27条)。

締約国は、アイヌ民族と琉球・沖縄民族を国内法で先住民と明確に認め、彼らの継承文化や伝統的生活様式を保護、保存及び促進する特別な措置を講じ、彼らの土地についての権利を認めるべきである。締約国はまた、アイヌ民族や琉球・沖縄民族の子ども達に彼らの言語によってあるいは彼らの言語について、また彼らの文化について教育を受ける適切な機会を提供し、正規的教育課程にアイヌ民族と琉球・沖縄民族の文化と歴史の教育を組み込むべきである。(外務省仮訳、下線部筆者)

自由権規約委員会は、2008年の日本審査の総括所見において、上記の下線部で明示されるように琉球/沖縄の人々を先住の人民として日本政府が公式に認めて、特に「土地についての権利」を承認するように要求した。先住の人民としての土地についての権利とは、上記で掲載した権利宣言29条を含む25条～30条で規定された権利である。明らかに権利宣言の該当条文を規約27条の具体的な内容として採用している。

この日本審査総括所見では別の段落においてさらに、日本では「公共の福祉」を根拠とした人権の制約が、曖昧かつ無限定で、自由権規約の下で

許される範囲を超える人権侵害を許容しており、規約の求める制限を超えてはならない旨、法律に明記するように要求している。ディエン報告において、琉球/沖縄の米軍基地が「公益」によって正当化されていると批判していたが、それが正当化できない理由が述べられている⁵⁾。

次に条約委員会で取り上げられたのは、2010年の人種差別撤廃委員会における総括所見である。人種差別撤廃委員会はこの総括所見において、ディエン報告、つまり、沖縄の米軍基地は、公益によって正当化できないほど、不均衡に集中しており、それが、沖縄の人々の経済的、社会的及び文化的権利を侵害しているという分析を引用してその内容を的確なものであると表明している。経済的、社会的及び文化的権利とは、自決権によって具体的に保障された集合的権利とみなすことができ、さらに踏み込み、米軍基地の不均衡な集中という差別を含めた沖縄への差別を監視するための協議の場を設定するように要求している⁶⁾。

このようにして、国際人権システムは、国際人権条約の内容に沿った沖縄の人権状況の改善を何度も要求している。それは、以下のようにまとめられる。

総論：

- (1) 琉球/沖縄の人々を「先住の人民」として承認し、その権利を保護するための具体的な措置をとること⁷⁾。
- (2) 琉球/沖縄の人民の権利の促進及び保護に関連する問題について、琉球/沖縄の代表との協議を強化すること⁸⁾。

土地、領域の権利に関する要求事項：

- (1) 琉球/沖縄の「先祖伝来の領域」に対する権利を保護するための法制度の制定⁹⁾、
- (2) 具体的な差別及び人権侵害に対する改善の制度・措置として
 - ① 琉球/沖縄の人々が被っている現代的差別の監視のための独立的な機関の設置¹⁰⁾、

- ② 権利の保障・推進と適切な保護措置・保護政策の導入¹¹⁾,
- ③ 上記①及び②の仕組みの確立のため沖縄の人々の代表との協議の場の確立¹²⁾。

(3) 事前に情報を得た上で自由に関与する権利の保障を含む、琉球／沖縄のコミュニティの伝統的な土地及び天然資源に対する権利の十分な保障のためのさらなる措置の確立¹³⁾。

教育を受ける権利に関する事項：

- (1) 琉球／沖縄の言語によって教育を受ける権利と琉球／沖縄の歴史及び文化の教育を受ける権利があることを日本政府は認め、その積極的な保障を行うこと¹⁴⁾。
- (2) 日本政府はその権利を保障するため、正規の教育課程において、琉球／沖縄の言語によって教育を受ける適切な機会を提供し、琉球／沖縄の歴史文化の教育を組み込むこと¹⁵⁾。

2008年以降国連の条約委員会から、これほどの具体的な権利の救済とその手続の設定を勧告として出されているにも関わらず、沖縄の政党や政治家において、これを党の方針として具現化を目指す動きは全くなく、沖縄県庁においてこのような勧告に基づいて、日本政府や国会に何かしら要求する根拠として利用されることもない。それどころか、人権侵害の状況と改善のための勧告が先住民族か否かの議論にすり替えられ、そのすり替える的確にとらえられる報道もなく、人権状況の改善の動きは広がらない。

2. 沖縄における「先住民族」と「自己決定権」の議論

1) 琉球弧の先住民族の会と先住民族の権利としての自己決定権

1996年に開催された国連先住民作業部会に松島泰勝氏が国連資格団体である市民外交センターの支援を受けて参加したことをきっかけとして結成され、琉球／沖縄の人々を先住民族とし、その権利を保障する訴えの先駆

けとなったのは「琉球弧の先住民民族会（Association of Indigenous Peoples in the Ryukyu:以下、AIPR）である¹⁶⁾。

AIPR の国連への活動の中心は、まず、国際連合人権委員会の下部組織として設置された先住民作業部会（Working Group on Indigenous Populations 以下 WGIP）と、先住民問題に関する常設フォーラム（Permanent Forum on Indigenous Issues 以下 PFII）の取り組みである。

WGIP は、先住の人民の人権状況についての評価と、先住権に関わるモニタリングが任務である。会議において専門家に加え、先住の人民のコミュニティや組織からの参加が認められる点であり、松島氏が参加できた理由である。この部会の最も大きな成果は、2007年の「先住民族の権利に関する国連宣言」のための合意形成と草案の創出であった。人権委員会の廃止と人権理事会の設立に伴いこの会議もなくなった。

現在の国連において、先住の人民の問題を扱う重要な組織が PFII である。PFII は、1993年を「世界の先住民の国際年」と定められて以降、国際的な先住の人民に対する関心の高まりを受けて2000年に経済理事会の補助機関として設立されたものである。WGIP と同様に、先住民組織の代表者がオブザーバーとして参加することを認められており、先住の人民と国家の代表が平等な形でフォーラムを構成していることで、国連のような既存の国家の政府間組織においては前例のない仕組みである。

AIPR は1999年の結成を期に、当初は毎年、このような国連の会議体にメンバーを送り、発言を構築してきた実績がある。特に後に条約委員会などによって取り上げられた点から重要な発言をみると、「広大な基地の存在によって人権が奪われていると同時に地域社会の発展の権利が奪われていること、通常の軍事演習や劣化ウラン弾を使った演習で沖縄の環境は危機にさらされていること、固有の言語であるウチナーグチの権利回復などが訴えら」れている。

このような意見は、国際人権システムによって共有されることとなり、条約委員会の総括所見につながっていったと言われている。まだ、権利宣

言は出されておらず、具体的な権利侵害と具体的な権利救済の指摘はない。人種差別撤廃委員会は、2001年の日本審査総括所見ですでに沖縄の問題について、一行だけであるが次のように取り上げている。

「沖縄の住民は、特定の民族的集団として認識されることを求めており、また、現在の島の状況が沖縄の住民に対する差別的行為につながっていると主張している。」¹⁷⁾

以降、PFII への参加を中心に、2004年1月に子どもの権利条約委員会第2回日本国政府審査において NGO レポートの提出をはじめとして、多くの条約委員会へのレポート提出を行っている。これらが、先住の人民としての位置づけとその権利の侵害について明白に言及を開始したディエン報告及び2008年の国連自由権規約委員会総括所見につながっていく基盤を作ったと評価してもよいであろう。しかしながら、この運動が沖縄の政治に与えた影響はより限定的であり、かつ、国連が沖縄の人々を先住民族に貶めている元凶の活動だとして、最後に述べるところのすり替えの議論における批判のターゲットとされている。

2) 単独州を支える高度な自治権の根拠としての自己決定権

高度な自治権を持つことを前提として、新たな自治の姿を描く構想や提案は、施政権返還協定の頃から多く出現した。沖縄の官民から出された自治の構想の多くは、府県制もとの現在の県庁レベルの自治権を大きく上回る高度な自治権を持つ自治政府を想定している。しかし、その権利が国際法上の自己決定権に基づくとは明示したものではなく、明らかにそこに根拠を求めた初めての提案が「沖縄自治研究会」の「沖縄自治州基本法試案¹⁸⁾」である。

① 沖縄自治研究会「沖縄自治州基本法試案」の自己決定権

沖縄自治研究会は、2000年の地方自治法の大改正に刺激を受けた自治体職員と市民、大学教員らが、市民自らが自治政府を生み出す自治体の権力組織構成法を発案できる力を確立することを目的として、2002年1月に結

成されたものである。市町村レベルの自治基本条例のモデル案の作成を行い、次に沖縄県レベルの自治政府の姿を作り上げていく作業を行った。

2004年の沖縄自治研究会の研究と議論は、歴史的研究において太田朝敷の公同会以来の沖縄の自治の主張を拾い上げると同時に世界の連邦制や特別自治制度、欧州の自治州政府や戦後独立を果たした島嶼国家などの国際的な比較研究を進めた。その中で沖縄の自治のあるべき姿を模索し、広く参加者を一般に募り開かれた研究発表会と合意形成を重ねていった¹⁹⁾。

その議論の中で高度な自治権の裏付けとして、すべての人民が持つ政治的地位の自由な決定の権利という国際人権規約共通第1条が議論に出され、この自己決定権を持つ主体であるところの「人民」に該当するとの見解が参加者によって共有されていった。ところが法案の文言上の自己決定権の主体については、相当な議論がなされたが、住民を単にそこに住民票をおいて住んでいる人という意味での「住民」ではなく、沖縄の歴史の継承者として以前からそこに住んでいた人々と、沖縄の歴史・言語・文化を尊重しその継承を積極的に推進する意思があり、また沖縄の人々の自己決定権の追求に共感するという態度を持って住んでいる人々、つまり国際人権法上の「人民」の意味をもつ「住民」の新しい定義を提唱するという議論となった。そうして「1 沖縄における自治の基本原則」の1では、「沖縄の主権は、沖縄の住民に帰属する」という文言が描き出された。

こうして2005年10月に発表されたのが、「沖縄自治州基本法試案」である。当時、分権改革は引き続き政府の重要テーマとされており、特に、道州制の導入が課題とされていた。その中心的な議論は府県を統合合併させると同時に、国の地方支分部局、いわゆるブロック出先機関を統合して、道州政府を作るという議論であり、沖縄は九州の一部とされるかあるいは単独で州として新たな自治政府を作るかの議論があった。2005年に沖縄自治研究会の自治州基本法試案はそのような中で、地方自治法とは別の法律を用意することで単に国の道州制の導入に留まらない、自己決定権に基づくより高度な自治権を持つ沖縄だけの自治政府という形を目指したもので

ある。そのために、憲法95条の地域特別法の手続を想定していた。

② 沖縄経済同友会主導の「特例型沖縄単独州案」と自己決定権

中央で第二次分権改革と銘打って道州制の議論が進展する中で、沖縄経済同友会は、独自の勉強会を設けて沖縄の自治のあり方を検討してきた。第一次安倍政権の下で、新自由主義的な構造改革の一環、すなわち、分権の目的以上に政府のスリム化の手段として位置づけられる気配が濃厚なものとなった。そのような雰囲気の中で、特に交付税交付金の大幅な縮減または廃止を、道州政府設立と抱き合わせて行うという議論も登場した。そうになると、経済的に脆弱な県が、単独で州となる可能性はなくなる。

このような議論が中央で進む中で、危機感を持ったのが沖縄経済同友会であり、当時のオール沖縄的な合意と提案のための会議体として、道州制担当の副代表幹事であった太田守明氏の呼びかけの元に各方面の代表と学識経験者を集め「沖縄道州制懇話会」を設立した。

沖縄の自治の未来像について、具体的な制度の立案の議論を行ったが、毎回全員の意見を求め一言一句、提案文書について全会一致で作業を勧めた。合意形成はかなり慎重に丁寧に時間をかけて行われた。最終案は2年以上歳月をかけて完成され、2009年9月に、仲井真知事に手交された。

提言文書の内容を見ると、高度な自治権の要求となっているが、第一に、沖縄においては、琉球政府及び琉球立法院という国レベルの事務事業を担当していた自治政府・議会の実績があり、委員がその歴史を共有していたことがあげられる。第二にモデルとして文書中に明示されたのは、欧州の単一制国家における準連邦制的な自治政府である。スコットランドやカタルーニャでは、市民主導でスコットランド人民、カタルーニャ人民の自己決定権があることが宣言され、国会の制定する国法と同等の立法権を持つ高度な自治権が付与されたがその根拠は、自己決定権の国家による承認に基づくものである。

2009年9月に仲井真知事に手交された最終提言書は、一般的な道州制とは一線を画した、特例型沖縄単独州を求めるものとなっており、「主権を

有する住民は、主権を住民のために代行する新たな政府を作り出す自己決定権を有し、その権利に基づいて地方政府を設置することができる」と述べ、「それによって、大きな権限を有する地方政府を設立し、民主的統制の強化と主権在民の貫徹に寄与することを道州制の目的とする」として、日本全体での民主主義と主権在民の発展に寄与することとした²⁰⁾。

③ 沖縄県議会経験者の会の「宣言」における自己決定権

その最終提案を終えると、経済同友会が主導した沖縄道州制懇話会は役割を終え解散した。道州制懇話会での成果を生かしそれを実現する具体的な推進力と想定し作られたのが、「特例型・沖縄単独州を実現する沖縄県議会経験者の会」である。道州制そのものに反対していた共産党を除き、自民党公明党を含めた全党派の議員経験者約百名を会員として、会長には自民党の元県議会議長外間盛善氏が就任した。

この組織は、結成の目的を、国際人権規約第一条の条文をそのまま引用して、それを根拠に自己決定権に基づく高度な自治を求めていくとしている²¹⁾。自己決定権は、次第に与野党問わず有力な政治家が用いられるようになっていった。

3) 政治家が主張する自己決定権

道州制懇話会に沖縄県議会道州制議員連盟の与党側の代表として参加していた自民党の国場幸之助氏は最も自己決定権を主張し続けた。例えば、2014年の総選挙においては、地元紙の討論会で「普天間問題は沖縄の民意と尊厳と自己決定権に関わるデリケートな側面がある。民意を踏みにじる形での解決策には極めて慎重であるべきだ。」（沖縄タイムス 2014/11/29）と述べ、また、選挙遊説において県民広場で「県民の自己決定権、尊厳を求める心を訴える」（沖縄タイムス 2014/12/13）と主張した。「県民の民意や尊厳、自己決定権を求める心なくして、日本の発展はあり得ない。これを信念として2年間活動してきた。」（沖縄タイムス 2014/12/03）という選挙演説も行っている。

もう一つの源流は、国場氏の主張の中にも読み取れたが基地問題に対して地元の意思を無視する国策の在り方への批判である。特に2006年において、1999年に国と沖縄県及び名護市の三者合意を得られた辺野古沖合案を日米両政府の交渉で一方向的に破棄し、沖縄の意思を完全に無視した形で現在の国策である辺野古埋立案を唯一の案として強制するようになってくると、さらに、反自公の側では沖縄が決めるというスローガンを強調するようになっていった。2006年の知事選挙においては、沖縄が決める、という点に関しては共通の指針として共有されていた。

「沖縄に新たな基地は造らせない。政府依存から脱却する。決めるのは沖縄だ」(琉球新報2006/11/01)「皆で県政を変えよう。自民、公明の中央政府に依存するのではなく、しっかりした自立を目指す。沖縄のことは沖縄で決める。沖縄が変われば日本全体も変わる」(琉球新報2006/11/16)と反自公側の候補である糸数慶子氏の選挙運動の中心的なスローガンになっていった。糸数氏は翌年参議院選挙に出馬すると、「自己決定権」という言葉そのものを用いる。「争点は平和と暮らしの問題だ。新たな基地建設を許さず、沖縄のことは沖縄が決めるという自己決定権を確立していく」(琉球新報2007/06/25)と訴えた。

反自公系の候補者の使い方は、その後も継続しているが、一方で、保守系の政治家や候補者も自己決定権を使うようになった。やはり地元の頭ごなしの辺野古埋め立て案の実施に対する異議申し立てに関連している。2010年1月には、民主党政権下で、自民党沖縄県連は、2006年の辺野古埋め立てによる基地建設案に反対を組織決定し、以来、自民党のすべての候補者は、辺野古基地建設反対と沖縄の民意の尊重を訴えていた。

議員や候補者が用いる「沖縄が決める」あるいは「沖縄の自己決定権」については、特に基地問題について沖縄の民意を無視に対する異議申し立てであることは共有されている。しかし、それはスローガンに留まり、何を根拠とするどういう具体的な権利の内容なのか、どのような手続で制度として作っていくのか、具体性がほとんどない、という特徴を持っている

る。

翁長健志氏も、自民党幹事長を務め保守系の中心にいた人物であり1999年の辺野古沖合とする国・県・市の三者合意案に深くかかわったが、2014年行われた知事選挙において、自己決定権という言葉を用いた。

「日米の安全保障は日本全体で考えるべきだ。辺野古新基地は埋め立ての160ヘクタールが国有地になり、県民の自己決定権が及ばない基地になることが懸念される。」（沖縄タイムス2014/10/16） 当選した後も引き続き、「このようなことの積み重ねが、日本国民全体で日本の安全保障を考え、負担すべきだという努力を怠り、（中略）そういった日本の政治の中で、沖縄があえぎ、苦しみ、自己決定権を強く主張するゆえんとなっている。」（沖縄タイムス2015/05/10）

2015年までの沖縄の政治状況の中で、「自己決定権」の議論を見ると、自公、反自公問わず、多くの議員、候補者、元議員等が自己決定権を用いて政治的主張をしており、特に沖縄の基地に関する国策の決定に沖縄の民意を反映させていくことを自己決定権の一つととらえている点と、特例型の単独州の高度な自治権の裏付けとして用いられるという二つの源流があることが分かる。しかしながら、その二つがうまく統合されずに具体的な権利の内容が不鮮明のままであった。

4) 先住民族か否かへの議論のすり替え

2015年9月、翁長氏が国連で「人権と自己決定権がないがしろにされている」と演説すると、まず、県議会で、自己決定権とは先住民族の権利であり、それを主張するということは沖縄の人々を先住民族だと主張するに等しい、沖縄県民は先住民族だと考えているのか、というような追求が始まる。2015年の9月議会で自民党は、知事の国連演説に焦点を絞り『「県民は先住民』との印象を国際社会に与えた』などと批判を強め、花城大輔氏は知事が国連演説で用いた「self-determination」は、「民族の自決権を意味する言葉だ。県民が差別されている先住民族という前提ではないか」

(沖縄タイムス 2015/10/09) と批判した。

県議会はでは何度も同様の質問が繰り返されたが、以来一貫して、自己決定権とは先住民族の権利であり、その主張は沖縄の人々を日本民族とは異なる先住民族ととらえる言説だという主張が拡散していくのである。沖縄県内の市町村議会に出された陳情書において、同様の主張が繰り返され、自公系の議員が多数を占めるいくつかの議会で採択された。

豊見城市議会がまず、「国連各委員会の『沖縄県民は日本の先住民族』という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書」(2015年12月)に採択した。つづいて石垣市議会が、2016年6月、宜野湾市議会が2019年12月に同様の意見書を採択している²²⁾。さらに2021年11月には、「沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を実現させる沖縄地方議員連盟」と称する組織の設立趣旨と県議会への陳情書²³⁾が発表された。すべての意見書及び陳情書は、非常に類似しているが、以下、問題点を意見書の文書を引用しながら説明する。

「翁長知事の発言は本人の発言内容や意図と関係なく『沖縄県民は先住民である』と誤った認識を世界に発信した。(中略)国連から日本政府に対し、沖縄県民は先住民族で日本人ではないという勧告文が出されている。(中略)私たち沖縄県民の殆どが自分自身が先住民族であるとの自己認識をもっておらず、県民の知らないところでこのような勧告が出されているのは甚だしく遺憾であると言わざるをえない。」²⁴⁾

この議論での自己決定権の主張は先住民族の権利という先の県議会での質問を継承しているようである。「沖縄県民」という言葉を用いているが、「県」という行政区に住所を持つ住民という日本の自治法上の概念であれば、それは先住の人民になりようがない。また、国連の諸機関は、先住の人民だという文書は出しているが、日本人ではない、ということなどまったく言っていない。このような二者択一の選択肢を強制することこそ人権の問題ではありえない。

最も一般的な ILO169号条約の定義の第二の要件では、もともとそこに

住んでいたという自己認識がある集団であることになるのだが、撤回の要求の文書では、それを「先住民族であるという自己認識がある」としている。しかし、それは同義ではなく、また「日本人という自己認識を否定している」こととも同じではない。

また、復帰運動の歴史を、日本人としての自覚を高揚させ、沖縄の人々の強い願望に基づいて実現したものであり、先住民族という自己認識は、その歴史を否定するものである、という主張が意見書や陳情書は共通してある。復帰運動には、確かに沖縄に「日本民族の一員として、当然日本に復帰する」という共通の思いがあったといえる。しかしながら、復帰前沖縄で最大の問題は米軍による人権侵害であり、土地の権利を主張し守ろうとした島ぐるみ闘争以来、最大の願望は、人権が保障される統治への移行である。

議員連盟からの県議会への陳情書で引用されているのは、人民党（後に日本共産党に合流）の瀬長亀次郎氏の1959年の著作の以下のような言説である²⁵⁾。

「琉球人という呼び名を拭い去って、名実ともに『日本国民』として生きる道を見つけ出すようにしなければ、百の人権宣言も空念仏に終わってしまうのである。」

憲法の人権条項の言い換えとしてもつかわれることがある人権宣言や権利章典は、人権を保障するために人民が連帯して国家を形成し、権力を組織し、権力行使を政府に代行させることが前提となっている。日本国憲法では国民の人権保障のために、権力が国民から信託されることになっている。「民族」はこのような国民と同義であり、自由や人権のための連帯が日本「民族」の基盤にあると、という希望を含んだ思い込みが、沖縄の人々にはあった。瀬長亀次郎氏の「沖縄からの報告」（1959年）は、まさしくそのような期待と希望を表し、また日本政府や国民に呼びかけたものである。

しかし、1971年11月17日、国会における沖縄返還協定に関する突然の審

議打ち切りと強硬採決及びその後の沖縄関連法案の採決は、その希望を完全に打ち砕くものであり、憲法と一般法の適用を除外する特別法の乱立によって、人権侵害状況は、復帰後も日本政府によって形式的に合法化され固定化されている。つまり、日本国民あるいは日本民族の一員になる努力さえすれば、権利を基に連帯が生まれ日本国憲法の基本的な原則が沖縄の人々にも適用されると考えた瀬長を含む多くの政治家は、「名」ばかりで「実」を失ったことを思い知らされた。「未完の復帰」と言われたのはこのことを意味している。このような人権の回復のための連帯を期待して「民族」を用いそして裏切られたという歴史的経緯を完全に無視したものとなっている。

石垣市議会の決議では、先住民族とすれば、領土問題に直結する危険性を内在させていると指摘している。反論するのも甚だしい誤解に基づく議論である。

「国連による『沖縄県民は先住民族である』という勧告は、法的な拘束力を有するものではないが、沖縄県が行政区域とする尖閣諸島を含む領土領海、天然資源や海洋資源がどこに帰属するのかを問題にされかねず、あらゆる面で大きな危険性を内在させる。」²⁶⁾

既存の主権国家間の連携機構である国連が、領土領海の帰属の変更を求めることは原則ありえない。むしろ既存の国家への帰属を前提として、その中で政府に対して先住民族の土地や領域、資源に関する関与の権限を拡大するように、という意味内容である。

さらに着目すべきは、沖縄の自治体議会におけるこのような運動や言説と連動した、日本政府の国連への文書である。国連人種差別撤廃委員会からの沖縄の人々に関する問い合わせに対して、日本政府は、沖縄県出身者は先住民族ではないとして、沖縄県豊見城市議会と宜野湾市議会の、国連各種条約委員会の先住民族とする勧告の撤回を求める意見書を添付し回答を送っている²⁷⁾。沖縄県内の自治体議会で国際人権法や国際人権システムについての理解がまったくない上で意見書が採択されていったとしても、

数が増えればこれを根拠として、拒絶の理由としていくようである。

ま と め

近代日本の建国は、西欧の帝国植民地主義の暴力の嵐が吹き荒れる世界の中で、植民地化の危機を乗り越えるためとして、西欧列強に並ぶ同じような帝国植民地主義を採用して近代国家の建設を図った。植民地主義は文明による非文明・未開の支配を文明の責任や義務あるいは恩恵として正当化するが、日本ではアイヌの人々へに対して未開の「土人」という言葉を用い、さらに琉球処分官である松田道之もまた、「アメリカの土人」という言葉やアイヌの人々を引き合いに出して沖縄の人々に土人という言葉を用い脅迫した。

また、人々の集団の中には、尊厳に値するものと値しないものがあるかの如く、優生と劣等の序列を作って、少数派への多数派への同化と同時に差別化を図り収奪や暴力の構造を正当化し固定化する。優生主義も払拭できず差別を構造化している。無意識の中にその論理が少数派の中にも浸透していくのである。「先住民族」を拒否する言説にはこのような植民地主義や優生思想が内在している。

少数派が権利主張や自己主張を行うと、文明の恩恵を反故にする裏切りあるいは未開や劣等なもの多数派への挑戦とみなして排除し攻撃する。植民地主義の核心であるが、さらに問題は、このような植民地主義にさらされ続けた地域では、植民地主義を受け入れなければならない状況が作られていき、その受け入れこそが自ら生きる伸びる道だとして受容、攻撃に加わる人々もまた多数出現する。

基地問題に対しても「沖縄は分裂している」、「まとまりがない」、ということがよく言われるが、分断統治が基本であり、沖縄の意思が一つにまとまるのはそう簡単ではない。また、たとえまとまったとしてもすぐに大きな力によってまた分断されていく。自己決定権を巡る言説もまた同じで

ある。このようにして沖縄の自己決定権を否定し沖縄の人々を決定から徹底的に排除したまま基地の固定化やさらなる建設は進められていくのである。

注

- 1) 英語の自決権や主権の主体は、“Peoples”である。ファシズムが人権に基づく連帯を否定した「民族」による統一、優生民族による劣等民族の支配を掲げたがゆえに、それに対抗する価値として、すべての人々の人権とすべての「人民」の同権と自決権の確立を戦いの大義として大西洋憲章で打ち出したが、それを引き継いだ国連憲章においても、国際人権規約においても、並列して同時に記載されている。人権とは関係のない生物学あるいは文化人類学的な、DNA や言語や神話の共通性一体性に基づく概念として「民族」が完全に定着しているところで、民族が自決権を持つとすると、人権保障のための集合体である「人民」が主権や自決権を持つという考え方が理解できなくなる。しがたつて、本論では、外務省や国連広報センターなど、すでに定着している翻訳を引用する場合は、そのまま「先住民族」として用いるが、筆者の文書においては、“Indigenous Peoples”を「先住の人民」と訳す。
- 2) See E/CN.4/2006/16/Add.2 (24 January 2006). ドウドウ・ディエン「現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者による日本への公式訪問に関する報告書」(7月3-11日)(反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)訳・平野裕二監訳)。
- 3) 国際労働機構 https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239010/lang-ja/index.htm (2021年11月27日最終閲覧)を筆者により一部修正。
- 4) 市民外交センター仮訳(2007年7月31日) https://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf (2021年11月27日最終閲覧)
- 5) See CCPR/C/JPN/CO/5, para.10 (18 December 2008). 自由権規約委員会による第5回日本審査総括所見(2008/10/30)パラ10を参照。
- 6) See CERD/C/JPN/CO/3-6, para.21 (6 April 2010). 国連人種差別撤廃委員会第3回～第6回日本政府報告審査総括所見(2010年4月6日)第21段落を参照。
- 7) See CCPR/C/JPN/CO/5, para.32 (18 December 2008). CCPR/C/JPN/CO/6, para.26 (20 August 2014). CERD/C/JPN/CO/7-9, para.21 (26 September 2014). 国連自由権規約委員会第5回日本政府報告書審査総括所見(2008年12月18日)第32段落、国連自由権規約委員会第6回日本政府報告書審査総括所見(2014年8月20日)第26段落、国連人種差別撤廃委員会第7回～第9回日本政府報告審査総括所見(2014年9月25日)第21段落を参照。自由権規約委員会の根拠条文は27条。差別撤廃委員会の根拠条文は5条。
- 8) See CERD/C/JPN/CO/3-6, para.21 (6 April 2010). CERD/C/JPN/CO/7-9, para.21 (26 September 2014). 国連人種差別撤廃委員会第3回～第6回日本政府報告審査総括所見(2010年4月6日)第21段落、国連人種差別撤廃委員会第7回～第9回日本政府報告審査

琉球/沖縄の「自己決定権」について（鳥袋）

総括所見（2014年9月25日）第21段落を参照。

- 9) See CCPR/C/JPN/ CO/5, para.32 (18 December 2008). CCPR/C/JPN/CO/6, para.26 (20 August 2014). 国連自由権規約委員会第5回日本政府報告書審査総括所見（2008年12月18日）第32段落、国連自由権規約委員会第6回日本政府報告書審査総括所見（2014年8月20日）第26段落を参照。
- 10) See CERD/C/JPN/CO/3-6, para.21 (6 April 2010). 国連人種差別撤廃委員会第3回～第6回日本政府報告書審査総括所見（2010年4月6日）第21段落を参照。
- 11) See CERD/C/JPN/CO/3-6, para.21 (6 April 2010). 国連人種差別撤廃委員会第3回～第6回日本政府報告書審査総括所見（2010年4月6日）第21段落を参照。
- 12) See CERD/C/JPN/CO/3-6, para.21 (6 April 2010). 国連人種差別撤廃委員会第3回～第6回日本政府報告書審査総括所見（2010年4月6日）第21段落を参照。
- 13) See CCPR/C/JPN/CO/6, para.26 (20 August 2014). 国連自由権規約委員会第6回日本政府報告書審査総括所見（2014年8月20日）第26段落を参照。
- 14) See CCPR/C/JPN/CO/5, para.32 (18 December 2008). CCPR/C/JPN/CO/6, para.26 (20 August 2014). CERD/C/JPN/CO/7-9, para.21 (26 September 2014). 国連自由権規約委員会第5回日本政府報告書審査総括所見（2008年12月18日）第32段落、国連自由権規約委員会第6回日本政府報告書審査総括所見（2014年8月20日）第26段落、国連人種差別撤廃委員会第7回～第9回日本政府報告書審査総括所見（2014年9月25日）第21段落を参照。
- 15) See CCPR/C/JPN/ CO/5, para.32 (18 December 2008). CCPR/C/JPN/CO/6, para.26 (20 August 2014). CERD/C/JPN/CO/7-9, para.21 (26 September 2014). 国連自由権規約委員会第5回日本政府報告書審査総括所見（2008年12月18日）第32段落、国連自由権規約委員会第6回日本政府報告書審査総括所見（2014年8月20日）第26段落、国連人種差別撤廃委員会第7回～第9回日本政府報告書審査総括所見（2014年9月25日）第21段落を参照。
- 16) 本節の執筆にあたっては、瀧澤宏明「ゆるやかな連帯を生んだ『先住民』——沖縄『琉球弧の先住民族会』の活動をめぐって——」2018年3月首都大学東京修士論文を参照。
- 17) See CERD/C/58/Misc.17/Rev.3.para10. 国連人種差別撤廃委員会第1回第2回日本政府審査報告書総括所見（2001年3月20日）10段落を参照。
- 18) 沖縄自治研究会編著『沖縄自治州あなたはどう考える？——沖縄自治州基本法草案——』沖縄自治研究会、2005年10月を参照せよ。
- 19) 以下を参照せよ。沖縄自治研究会編『沖縄の自治の新たな可能性：定例研究会議事録』（2005年3月）、沖縄自治研究会編『沖縄の自治の新たな構想：研究論文・研究録・構想案』（2005年3月）。
- 20) 沖縄道州制懇話会編著『沖縄の「特例型」道州制に関する提言——沖縄が発信する新しい道州制のかたちと沖縄州のすがた——』沖縄道州制懇話会、2009年9月。
- 21) 沖縄県議会議員経験者の会編『沖縄自治州——特例型沖縄単独州を求めて』琉球書房、2013年6月、244頁。「2、すべての人民は自決の権利を有する。国際人権規約の具現化を！」
- 22) 三つの市議会の意見書は、次の通り。「国連各委員会の『沖縄県民は日本の先住民民族』という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書」（平成27年12月22日沖縄県豊見城市議

会),「国連の『沖縄県民は先住民族』とする勧告の撤回を求める意見書」(平成28年6月20日 石垣市議会),「国連各委員会の『沖縄県民は日本の先住民族』とする勧告の撤回を求める意見書」(令和元年12月20日 沖縄県宜野湾市議会)。

- 23) 「沖縄の人々を先住民族とする国連勧告が出された経緯の調査と報告及びと再発防止策の実施を求める陳情」(令和3年11月22日 沖縄の人々を先住民族とする国連勧告を撤回を実現する沖縄地方議員連盟)
- 24) 前掲豊見城市議会意見書。
- 25) 前掲地方議員連盟陳情。
- 26) 前掲石垣市議会意見書。
- 27) 国連人種差別撤廃委員会第7回～第9回日本政府報告書審査総括所見(CERD/C/JPN/CO/7-9)に対する日本政府コメント(2016年8月)。